＜遺産分割調停を申し立てる方へ＞

1　概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の間で話合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの１人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2　申立人

- 共同相続人
- 包括受遺者
- 相続分譲受人

3　申立先

相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

・　**相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。**

（相手方の住所地）	（申立先）
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡 板野郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

4　申立てに必要な費用（調停の場合）

(1)　被相続人１人につき収入印紙 1200 円

(2)　郵便切手 100 円×相続人数×2 枚、84 円×相続人数×6 枚、50 円×相続人数×1 枚、
20 円×相続人数×3 枚、10 円×相続人数×2 枚

（郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。）

※　収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので、郵便局などで購入してください。

5　申立てに必要な書類等

(1)　申立書　裁判所用＋相手方の人数分＋申立人用の控え

①　申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。

②　申立書は、裁判所用＋相手方の人数分＋申立人用控え（相手方用及び申立人用控えは、裁判所用のものをコピーしたものでも可。）分を作成し、そのうち申立人用控えを除く全てを提出してください。

③　相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。

(2) 事情説明書（遺産分割）
(3) 連絡先等の届出書
(4) 戸籍謄本（全部事項証明書）関係

【共通】

① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
② 相続人全員の戸籍謄本（３か月以内に発行されたもの）
③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

④ 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る〔例：相続人が祖母の場合、父母と祖父〕）がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

④ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
⑤ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
⑥ 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
⑦ 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※ 戸籍関係については、追加で提出をお願いすることもあります。

戸籍謄本の返還を求める方は、コピーと原本をお持ちください。徳島家庭裁判所では、照合のうえコピーを受領し、原本はお返しします。他の裁判所については、直接電話等でお問い合わせください。

(5) 相続人全員の住民票又は戸籍附票（３か月以内に発行されたもの）
被相続人の住民票除票又は戸籍附票
(6) 遺産に関する証明書
① 不動産登記事項証明書（３か月以内のもの）（法務局が取り扱っています。）
② 固定資産評価証明書（市町村役場が取り扱っています。）
③ 預貯金通帳の写し
又は
残高証明書（金融機関にお問い合わせください。）
④ 有価証券写し

6 調停手続で必要な資料

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写（コピー）について

(1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は、該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

(2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料

を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、5(2)②の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。

(3)　裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となることがあります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

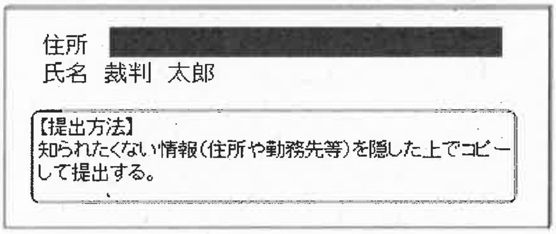

上記(2)の場合

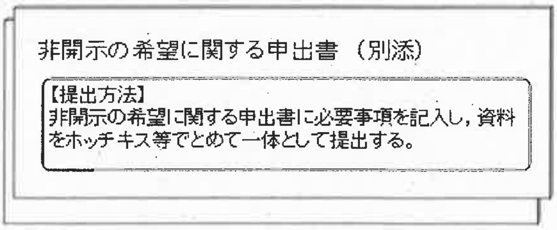

(4)　調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された資料等のうち、裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は、閲覧・謄写（コピー）の申請があれば、原則として許可されることになります。

8　調停の進め方について

調停は平日に行われます。１回あたりの時間はおおむね２～３時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話合いを進めていくことになります。詳しくは別添のＱ＆Ａをご覧ください。

徳島家庭裁判所　家事調停係

〒770-8528　徳島市徳島町１丁目５番地１

電話（０８８）６０３－０１４８